

1. 件名：「玄海原子力発電所3，4号及び川内原子力発電所1，2号炉の地震等に係る新基準適合性審査（標準応答スペクトルの規制への取り入れに係る変更）に関する事業者ヒアリング（34）（35）」

2. 日時：令和5年11月15日（水） 17時30分～19時10分

3. 場所：原子力規制庁内会議室

4. 出席者

原子力規制庁：名倉安全規制調整官 他4名、

九州電力株式会社：担当者 5名

5. 要旨

（1）九州電力（株）から、令和3年8月23日に申請のあった玄海原子力発電所3号炉及び4号炉の設置変更許可申請（標準応答スペクトルの規制への取り入れに係る変更）並びに、令和3年4月26日に申請のあった川内原子力発電所1号炉及び2号炉の設置変更許可申請（標準応答スペクトルの規制への取り入れに係る変更）のうち、6. に示す資料について説明があった。

（2）原子力規制庁から、資料中の記載内容について、審査会合における審議内容との対応関係を確認した上で、対応関係が解り難い記載については、必要に応じて改善するよう伝達した。

6. 提出資料<sup>※</sup>

- ・ 設置変更許可申請書の一部再補正について
- ・ 川内原子力発電所1号炉及び2号炉 標準応答スペクトルを考慮した地震動評価を踏まえた基礎地盤及び周辺斜面の安定性について（特定重大事故等対処施設）【補足説明資料】・・・非公開
- ・ 玄海原子力発電所3号炉及び4号炉 標準応答スペクトルを考慮した地震

動評価を踏まえた基礎地盤及び周辺斜面の安定性について（特定重大事故等対処施設）【補足説明資料】・・・非公開

※ 提出資料の一部は、行政機関の保有する公開に関する法律第5条に定める不開示情報を含むため、平成27年1月14日原子力規制委員会「特定重大事故等対処施設に関する審査の取扱いについて」を踏まえ、非公開とします。